

建物のアスベスト対策は大丈夫ですか？

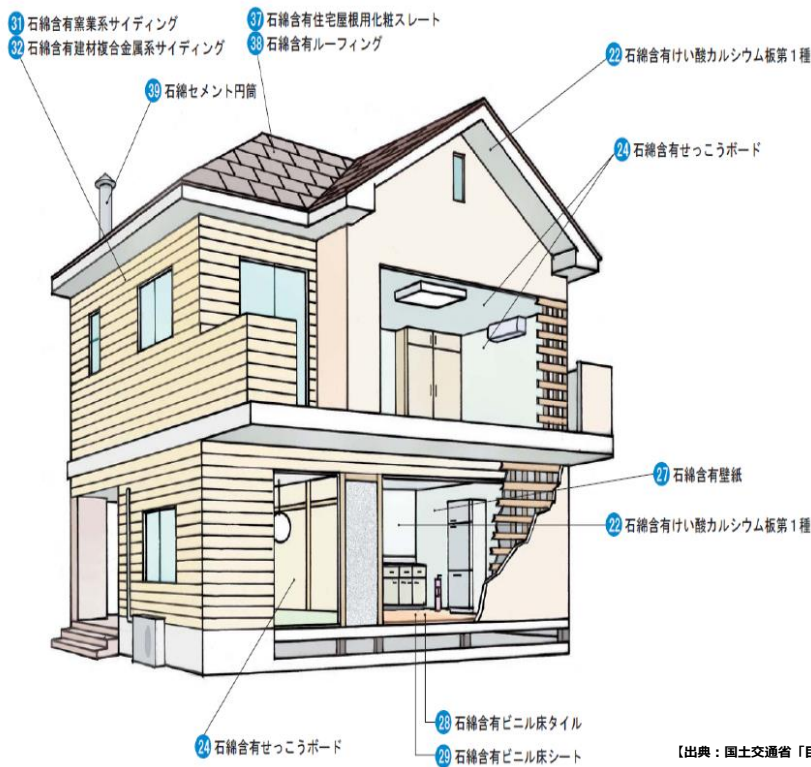
アスベスト（石綿）とは

- アスベスト（石綿）は、天然にできた鉱物繊維です。熱や摩擦、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくい特性を持っており、主に建築材料として広く使用されてきました。
- 建物にアスベストを使い始めたのは、1941（昭和16）年頃とみられており、国土交通省の資料では、1970（昭和45）年から1990年代（平成初期）に使用のピークを迎えました。
- 建物に使用するアスベストはレベル1からレベル3に分類されており、レベルが下がるほど危険性は大きくなります。
※戸建て住宅ではレベル3が使用されている可能性があります。

アスベストの危険性

- アスベストは丈夫で変化しにくく、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15-40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫（悪性の腫瘍）などの病気を引き起こすおそれがあります。目に見えないくらい細い繊維のため、気づかないうちに吸い込んでしまう可能性があります。
- アスベストによる健康被害は2004（平成16）年大手機械メーカー「クボタ」による公表で明るみとなり、数十年の潜伏期間を経過し、現在も健康被害を発症する方が増えています。また、被害者数のピークは早くても2030年代と推測されています。

戸建て住宅での使用例



【出典：国土交通省「目で見えるアスベスト建材」（第2版）】

アスベストの調査がしたい

アスベストの調査は、「建築物石綿含有建材調査者」の資格を持つ方が実施することができます。

資格所有者は以下の機関を参考にお探しく下さい

[公益社団法人日本作業環境測定協会（JAWE）県内会員](http://www.jawe.or.jp/link/sokuteikikanichiran3.html?id=tochigi) <<http://www.jawe.or.jp/link/sokuteikikanichiran3.html?id=tochigi>>

[一般社団法人日本環境測定分析協会（JEMCA）県内会員](http://www.jemca.or.jp/sys/member_list) <http://www.jemca.or.jp/sys/member_list>

アスベストを含む建物を解体したい

アスベストを含む建物を解体する場合、大気汚染防止法による手続きが必要となります。

解体開始前に以下の窓口にご相談ください

県西環境森林事務所 〒:321-1263 住所：日光市瀬川51-9 TEL:0288-23-1000 受付時間：平日8:30-17:15

アスベストの除去等に関する補助金を確認したい

吹付アスベストに限定されますが、アスベストの除去、封じ込め又は囲い込みの措置に関する費用の一部を補助します。

補助金には複数条件があります。ご検討の際は解体業者との契約前に以下のフォームからご相談ください。

日光市役所 建築住宅課 補助金問合せフォーム： <https://logoform.jp/form/city-nikko/315099>



アスベストによる健康被害の相談先

アスベストを吸込んだ可能性がある場合、その他特に心配な場合は以下の窓口にご相談ください。

県西健康福祉センター

〒:322-0068 住所：鹿沼市今宮町1664-1上都賀庁舎 TEL:0289-64-3125 受付時間：平日8:30-17:15